

焼津市環境衛生自治推進協会 ごみ集積所環境整備事業補助金交付要綱

第1 趣旨

会長は、ごみの収集の利便性の向上及び地域の環境美化を図るため、家庭ごみの集積のための施設（以下「ごみ集積所」という。）の設置、修繕及び管理を行う支部に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項はこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ集積所 自治会又は町内会が設置し、管理する燃やすごみ及び容器包装プラスチックの集積所をいう。
- (2) 施設等 燃やすごみ及び容器包装プラスチックを回収するための施設及びこれに類するもので、ごみの飛散を防ぐことができるものであること。
- (3) 管理運営 自治会又は町内会が設置した、燃やすごみ及び容器包装プラスチックの集積所を維持及び改善するために必要なものであること。

第3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次に掲げる事業のうち、令和8年3月10日までに完了するもので、かつ、当該事業の実施について他の団体の補助を受けていないものとする。

- (1) 施設等の設置又は修繕を行う事業
- (2) 工作物の設置又は修繕を行う事業
- (3) 管理運営を行う事業

第4 補助額

第3に規定する事業に要する経費とし、原則として別表に定める額とする。ただし、会長が定める期日を経過し、予算の範囲内において執行残額が見込まれる場合は、この限りではない。

第5 交付手続き

補助金の交付を受けようとする支部は、補助対象事業完了後に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
 - イ 事業実績書（第2号様式）
 - ウ 領収書又はその写し
 - エ 土地使用に対する同意書（第5号様式）
 - オ 完了の状況が分かる写真
 - カ 建築確認申請書の写し（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定

により建築主事の確認を受けることが必要な場合に限る。)

キ その他会長が必要と認める書類

(2) 事業完了期限 募集期ごとに定めることとする

(3) 提出期限 事業完了の日から起算して20日を経過した日

第6 交付決定及び条件

会長は、第5の規定による交付申請及び実績報告があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、その旨を交付決定通知書兼確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第7 補助金の請求

交付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

第8 その他

この要綱に定めのない事項については、焼津市環境衛生自治推進協会役員会にて協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金に適用する。

